

## 広報おが記事掲載基準

### 第1 目的

この基準は、市及び市の機関を除き、各種団体等が行う事業等に関し、その案内または周知事項等（以下、「記事」という）を広報おが（以下、「広報」という）に掲載依頼する場合の基本的な基準や手続きを定めることにより、広報の役割と公平性を確保することを目的とします。

### 第2 掲載可能な記事

広報に掲載できる記事は、記事を掲載しようとする発行月の紙面に掲載するための空きスペースがあるときであって、次の内容に限るものとします。

- (1) 記事の内容が2の各号に該当しないとき
- (2) 当該記事を広報に掲載する必要があると認められるとき

2 記事の内容が次に該当すると認められるときは、市報に掲載しないものとします。

- (1) 専ら営利目的と認められるもの
- (2) 主な内容が政治活動や宗教活動などに類するもの
- (3) 公の秩序、又は善良な風俗に反すると認められるもの
- (4) 共同募金活動などを除き、単に協賛や寄附など金品を募ることを主な内容としているもの
- (5) 売名行為と考えられるもの
- (6) 個人の宣伝や活動を目的としたもの
- (7) 2か月以内に発行した広報の内容と記事が同様の内容となるもの
- (8) その他、市長が掲載記事として適当でないと判断するもの

3 記事掲載の優先度は、市民生活への影響や催しの行われる場所、緊急性などを考慮して企画政策課で決定します。

### 第4 記事掲載の申出

広報に記事の掲載を希望するときは、発行月の前月の7日まで（閉庁日の場合は、翌開庁日）まで、必要書類を提出しなければなりません。ただし、市民生活に影響が及ぶなど緊急性が高い時は、市が任意に提出日を設定します。

2 広報への記事掲載依頼書の提出があった後に、市は記事内容や申し込み団体に関する補足資料の提出を別に求める場合があります。

### 第5 掲載の可否

広報へ記事掲載の申し込みがあったときは、その内容を基準に照らして審査し、広報への掲載可否を判断します。ただし、掲載を決めた記事であっても、別に優先して掲載すべき記事が新たに発生したときは、一度、掲載を決定した記事の掲載を中止する場

合があります。

## 第6 その他

市ホームページの市民掲示板への掲載も同様とします。

## 附則

この基準は、令和3年5月1日から施行します。